

内線規程 (JEAC 8001-2011) の改定概要について

「内線規程」は、(社)日本電気協会の電気技術規格 (JEAC 8001) として昭和43年に制定されて以来、需要場所における電気工作物の設計、施工、維持、検査の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格として広く活用されている。

この程、平成23年12月に開催された日本電気技術規格委員会において改定案が承認されたことに伴い、当会では、第12版内線規程 (JEAC 8001-2011) を発行した。

今回の改定は、「電気設備の技術基準の解釈 (以下「解釈」という。)」、JIS 規格など関係法令の改正に伴う改定並びに関係団体、委員会関係者及び電気工事に係る方々等よりいただいた意見を基に審議が行われ、技術進歩、現状の実態を踏まえた見直しを行った。

1. 解釈改正点の反映

- ① 平成17年9月以降 (平成23年7月1日付の解釈改正を除く。) の解釈改正を反映
 前回改定 (平成17年9月) 以降に解釈が改正 (平成23年7月1日付の解釈改正を除く。) され、これを受けて、内線規程に反映させるとともに、内線規程として補完すべき事項を新たに規定した。主なものは、次のとおり。

節	反映事項	解釈改正関連
2305 節	ケーブルラックを用いた低圧屋上電線路に関する事項	解釈第113条
3203 節など	耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル等の追加に関する事項	解釈第8条など
3505 節	電気さくに関する事項	解釈第192条
3562 節 (新設)	特別低電圧照明回路に関する事項	解釈第183条
3570 節	石油精製用不純物除去装置に関する事項	解釈第191条
3595 節	系統連系型小出力太陽光発電設備に関する事項	解釈第200条
3596 節 (新設)	系統連系型小出力燃料電池発電設備に関する事項	解釈第200条

- ② 平成23年7月1日付 (平成23年10月1日から適用) の解釈改正を反映
 平成23年7月1日付 (平成23年10月1日から適用) で解釈が改正され、それを受けて以下のとおり内線規程に反映した。

a. 用語の整理

用語の集約、表現の具体化、用語の置き換えが行われた。追加された用語 (解釈改正関連以外も含む。)、変更された用語は、次のとおり。

○追加された用語

「工作物」、「低圧配線」、「使用電圧」、「許容電流」、「白熱電灯」、「放電灯」、「自消性のある難燃性」

○変更された用語

「電気使用場所」、「需要場所」、「道路」、「建造物」、「雨線内」、「雨線外」、「水気のある場所」、「湿気の多い場所」、「乾燥した場所」、「点検できない隠ぺい場所」、「点検できる隠ぺい場所」、「露出場所」、「簡易接触防護措置」、「接触防護措置」、「配線」、「電球線」、「移動電線」、「最大使用電圧」、「電気機械器具」、「電気使用機械器具」、「分岐開閉器」、「難燃性」、「不燃性」、「耐火性」

b. 解釈の解説が解釈条文とされたもの

解釈の解説から解釈条文に取り込まれ、内線規程も反映した。

反映例としては、次のとおり下線部を追加した。他の同様な部分にも反映した。

〔内線規程の反映例〕

1300-1条1項①号f

電気機械器具に電気を供給する回路には、専用の開閉器及び過電流遮断器を施設すること。ただし、過電流遮断器が開閉機能を有するものである場合は、過電流遮断器のみとすることができる。

c. 条文を箇条書きによる明確化

d. 解釈に引用されている JIS 規格及び JESC 規格を最新のものとへ見直し

e. 解釈旧第 176 条合成樹脂線び工事の廃止の対応

電気用品安全法の「合成樹脂線び」が削除され、解釈旧第 176 条「合成樹脂線び工事」も廃止された。これらを踏まえ、内線規程も合成樹脂線び配線を削除した。

2. その他規定内容の見直し

その他、技術進歩や現状の実態を踏まえた見直しを行った。主な改定は、次のとおり。

① 新たに規定した施設（電気自動車用普通充電回路の施設）

近年普及しつつある電気自動車において「3597 節 電気自動車用普通充電回路の施設」を新たに規定した。

規定内容は、「適用範囲」、「対地電圧」、「コンセント施設」となっている。

分岐回路は専用回路とするとともに、使用するコンセントは表 1 に示すものとし、単相 100V 用の抜止式コンセントは使用禁止とした。（頻繁に抜き差しする構造となっていないため）〔図 1 参照〕、また、コンセントは地表上（床上）1 m 前後に設置することなどを規定した。

表 1 コンセントの選定

定格電流 使用電圧	15A	20A	30A
単相 100V		—	—
単相 200V	—		

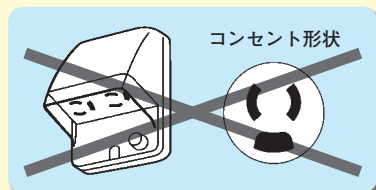


図 1 単相 100V 用の抜止式コンセントの使用禁止

② 各規定の改定

【1375節 漏電遮断器など】

「雨露にさらされる場所」が「水気のある場所」の定義に含まれる解釈の改正がされたことを踏まえ、内線規程1375-1（漏電遮断器などの取付け）1項にて1375-1表「漏電遮断器の一般的な施設例」では、「雨のかかる場所」には漏電遮断器が必要である旨規定した。

1375-1 表 漏電遮断器の一般的な施設例			
機械器具の施設場所 電路の対地電圧	乾燥した場所	湿気の多い場所	水気のある場所 (雨線外を含む)
150V 以下	—	—	○
150V を超え 300V 以下	—	○	○

〔備考1〕1375-1 表に示した記号の意味は、次のとおりである。
 ○：漏電遮断器を施設すること。
 —：漏電遮断器を施設しなくてもよい。

〔備考2〕1375-1 表中、人が当該機械器具を施設した場所より電気的な条件が悪い場所から触れるおそれがある場合には、電気的条件的悪い場所に設置されたものとして扱うこと。この場合の具体例を示すと次のような場合である。
 〔例〕「機械器具」が乾燥した場所に施設された場合であっても、水気のある場所から当該機械器具に触れるおそれがある場合には、水気のある場所として扱うこと。

〔備考3〕住宅の電路には、1375-1 表に係わらず漏電遮断器を施設することを原則とする（4項及び5項参照）。また、個別施設などに対する漏電遮断器の施設については2項及び6項以降によること。

【1340節 許容電流】関連

・許容電流表を最新の規格と整合させるとともに、エコ電線、耐火電線を追加した。

【1360節 過電流遮断器】関連

・電子式による過電流遮断器は、定格電流を上回る電流を持続して通電できるため使用方法等を誤ると危険であることから安全面を考慮し、使用する場合の留意事項を資料1-3-7に追記した。

【2400節 地中電線路】関連

・高圧受電設備規程の内容に準じ、地中電線路の埋設標識の規定を追加した。

【3202節 その他電気機械器具】関連

・極性を有するコンセントへの配線の接続方法に関する規定を追加した。
 ・コンセントの接地端子、接地極には適切に接地工事を施す旨の規定を追加した。
 ・病院、診療所等の医療用機械器具用コンセントへの接地極付きコンセントの採用について、勧告的事項から義務的事項とした。

【3605節 配線設計】関連

・ヒートポンプ式給湯機を設置した場合の需要率表を資料3-6-2に追加した。
 ・コンセントを有する回路（据置型の大形電気機械器具等への専用回路のものを除く。）に施設する配線用遮断器へのコード短絡保護用瞬時遮断機能を有するものの採用を推奨的事項から勧告的事項とした。

(社)日本電気協会 技術部 岡野 哲也